

柳泉園組合
厚生施設使用料適正化検討委員会

報 告 書

令和6年3月

柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会

目 次

はじめに	P 1
I 使用料見直しの背景	P 2
II 厚生施設使用料適正化における基本方針	P 2
1. 原価計算について	
2. 受益者負担割合の設定における考え方について	
3. 性質別負担割合	
4. 激変緩和措置について	
5. 近隣自治体等との比較について	
III 使用料見直しの検討結果について	P 7
1. 野球場（学童野球場及び野球場）	
2. テニスコート	
3. 室内プール	
4. トレーニング室	
5. 会議室（多目的室及び和室）	
6. 浴場施設	
IV 減額・免除及びその他料金区分の取扱いについて	P 9
1. 減額・免除について	
2. 平日料金・休日料金の区分について	
3. 関係市民等以外の利用者の取扱いについて	
V 見直し後の施設使用料について	P 11
1. 見直し後の施設使用料について	
2. 施設使用料の見直しの周期について	
VI パブリックコメントのご意見及び検討結果	P 14
1. パブリックコメントのご意見及び検討結果	
VII 委員の個別意見	P 15
1. 委員の個別意見	
おわりに	P 16

[参考資料]

- (1) 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会委員名簿・・・P 17
- (2) 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会設置要綱・・・P 18
- (3) 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会開催経過・・・P 20

はじめに

本検討委員会は、令和5年4月に制定された柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会設置要綱に基づき、柳泉園組合厚生施設使用料について、施設の運営に係る原価や、施設の利用実態、他団体の施設使用料との均衡等様々な視点から検討を行い、公の施設に係る受益者負担の考え方を踏まえ、適正な施設使用料について議論を行ってきました。

受益者負担とは、特定の利用者限りサービスの提供を受けるような場合において、利用する人と利用しない人との負担の公平の観点から、利用する人に費用負担を求めるという考え方です。

本検討委員会では、こうした考え方を基に、利用する人と利用しない人それぞれの立場から理解を得ることのできる施設使用料の設定を目指し、これまで6回の検討委員会を開催し、様々な視点から検討を重ねてきました。

その結果、施設使用料について見直しを行いましたので報告いたします。

I 使用料見直しの背景

柳泉園組合厚生施設使用料の現状として、プール棟の大規模補修やテニスコートの人工芝化など、施設を充実させたことによる設備改修費用や、近年の物価高騰による人件費や物件費等の費用負担が増加していることが挙げられる。

また、浴場運営に係る料金設定の一指標となる、東京都公衆浴場入浴料金統制額の改定もあり、施設運営を取り巻く状況は大きく変化している。

そこで、長年にわたって見直しされていなかった柳泉園組合厚生施設使用料について、柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会を設置し、社会経済状況の変化や、受益者と公的負担の割合などの観点も踏まえて、現行の使用料金体系が適正であるのか検討を行うこととした。

II 厚生施設使用料適正化における基本方針

1. 原価計算について

適正な施設使用料を設定するためには、人件費や物件費等といったサービスの供給に要する費用を正確に把握し、コストを算出することが必要であることから、委員会では以下のように原価計算を実施した。

(1) 原価計算における対象経費

ア 人件費

受付、維持管理又はサービスの提供に従事する従業員の賃金

※指定管理者制度の導入施設であるため、指定管理業務に係る人件費により算定する。

イ 物件費等

修繕費、光熱水費、維持管理費、保険料、使用料及び賃借料等

※柳泉園組合が負担している物件費等も計上する。

ウ 減価償却費

減価償却費は、建物の建設費並びに設備及び備品等の取得費に、定額法の償却率を乗じて算出する。適用する償却率及び耐用年数は、財務省の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を基準とする。

(2) 原価計算の対象に含めない経費

ア 支払利息

支払利息については、全借入期間に係る支払利息の総額を減価償却耐用年数で割り毎年度計上していくという計算方法もあるが、厚生施設においては、原価計算の実施時点で既に借入金を完済しており、支払利息に係る支出がないため、原価計算の対象経費には含めない。

イ 土地取得費

土地は柳泉園組合の資産として永続的に存在するものであることから、原価計算の対象経費には含めない。

(3) 原価の算定方法

ア 施設使用料原価は、1 m²当たりの1時間単位の原価を計算し、貸出面積と貸出時間に応じた原価を算出する。

$$\text{施設使用料原価} = (\text{人件費} + \text{物件費等} + \text{減価償却費}) \div \text{貸出総面積} \\ \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

イ 室内プール、浴場施設及びトレーニング室の個人使用における1人当たりの原価の算出方法は次の計算式による。

$$\text{施設使用料原価} \div \text{利用可能者数} ※$$

※利用可能者数は、1時間当たりの平均利用人数とし、過去の実績等を考慮し、かつ、混雑がない状態で利用できる人数とした。

2. 受益者負担割合の設定における考え方について

(1) 厚生施設における受益者負担のあり方

厚生施設の管理運営費用は、利用者が利用サービスの対価として支払う使用料、指定管理者が行う自主事業による収入、柳泉園組合が負担する指定管理料により賄われている。この指定管理料は、関係市の負担金から支出しているが、原資は税金であり、そこには厚生施設を利用しない人が納めた税金も含まれている。

施設を利用する人と利用しない人が同じ税金の負担では不公平であり、この不公平を解消するために、提供されたサービスにふさわしい負担を利用者に求める考え方が「受益者負担」である。ただし、委員会においては、施設の管理運営費用の全てを受益者負担でまかなうのではなく、厚生施設を設置した背景や目的を踏まえ、施設ごとの性質に合わせて、公費（税金）で負担する割合と利用者（受益者）が負担する割合について検討を行った。

(2) 受益者負担割合の設定について

受益者負担割合の決定の際には、厚生施設を設置した背景を考慮しつつ、他団体の状況とも比較する必要があることから、これらの点を踏まえて検討を行った。

他団体の受益者負担割合を調査した結果、室内プール、会議室（多目的室、和室）、野球場及びテニスコートは、受益者負担割合がほぼ同様の割合で設定されていることが分かった。

ただし浴場施設における受益者負担割合の設定については、安易に他団体と同様の割合に設定するのではなく、次の点に留意する必要があるとの意見が出た。

<留意点>

- ア 入浴は日常生活で誰もが行うことから、浴場施設は特定の利用者から必要とされる室内プール及びテニスコートよりも必需性が高いサービスと考えられる。
- イ 浴場施設は、ごみ処理施設の迷惑施設というイメージを払しょくするため設置された還元施設であり、周辺住民の要望により設置された側面から、地域の方が利用しやすい使用料であることを念頭に、施設使用料を設定する必要がある。

3. 性質別負担割合

受益者負担割合の設定に際し、4つの事業領域を基準として施設のサービスを性質別に分類した。

(1) サービスの市場性による分類

提供するサービスのうち、民間でも提供できる採算性の高い「A 市場的サービス」と、民間では提供されにくく主として行政が提供する「B 非市場的サービス」

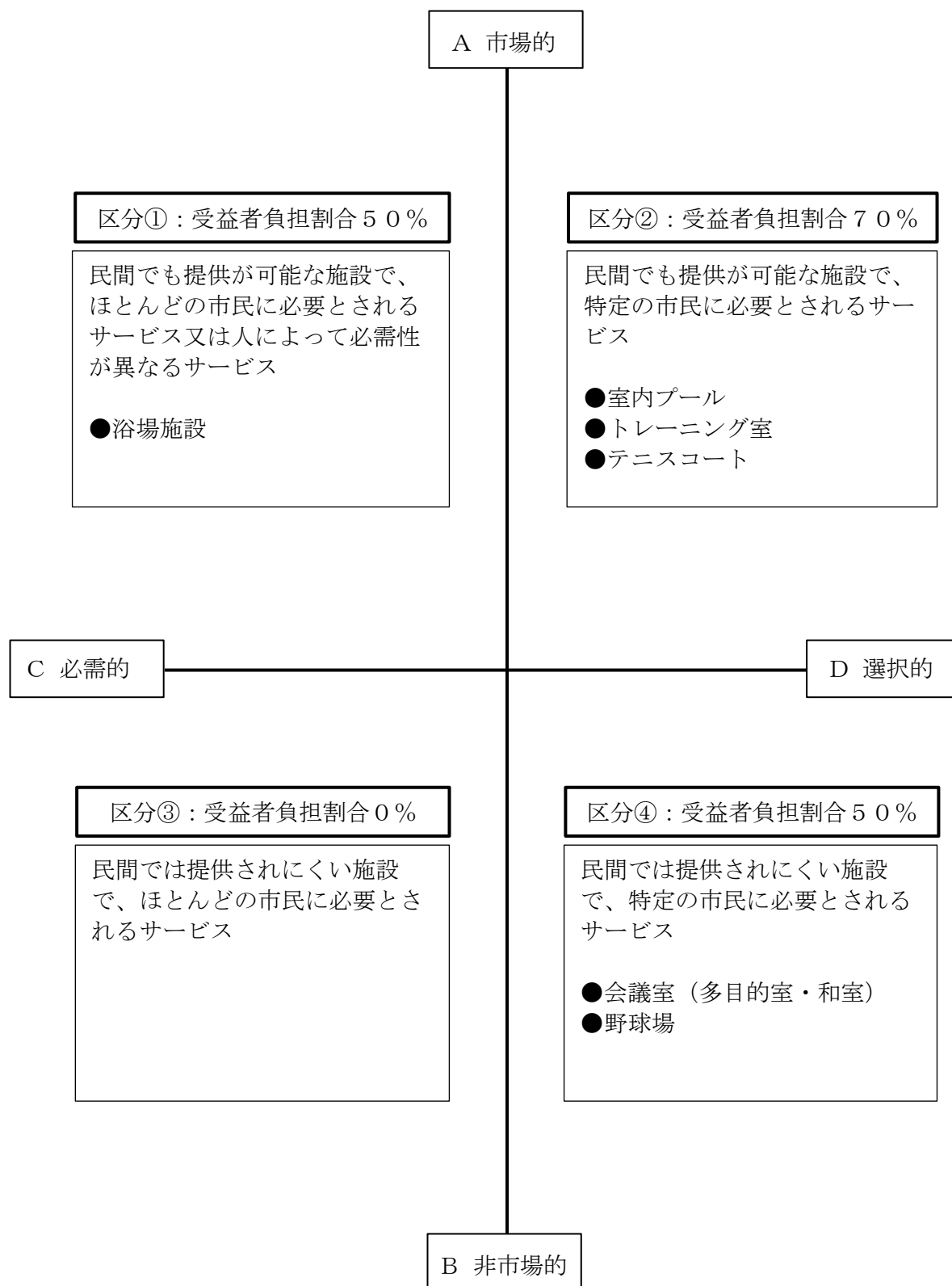
(2) サービスの性質が必需的か選択的かによる分類

提供するサービスのうち、日常生活を営む上でほとんどの市民に必要とされる「C 必需的サービス」と、特定の市民に必要とされる「D 選択的サービス」

【表：性質別負担割合】

	サービス分類	受益者負担割合	公費負担割合
区分①	(A) 市場的・(C) 必需的	50%	50%
区分②	(A) 市場的・(D) 選択的	70%	30%
区分③	(B) 非市場的・(C) 必需的	0%	100%
区分④	(B) 非市場的・(D) 選択的	50%	50%

【図：性質別負担割合における施設の分類】



以上のことを踏まえ、施設ごとの受益者負担割合を次のように設定した。

【表：施設別受益者負担割合】

施設名	受益者負担割合	サービス分類
浴場施設	50%	市場的・必需的サービス
室内プール トレーニング室 テニスコート	70%	市場的・選択的サービス
会議室 野球場	50%	非市場的・選択的サービス

4. 激変緩和措置について

原価計算結果に受益者負担割合を乗じて算出した金額が、施設によっては現行の施設使用料と比較し大幅な増額となる場合がある。施設使用料の極端な増額は、利用率の低下等も含め、関係市民等に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、一定の上限を定め、激変緩和措置を講じる必要がある。

関係市においては、原価計算後の使用料が現行使用料より大幅な増額となる場合、このことがもたらす市民への影響を配慮し、一定の上限を定め、激変緩和措置を講じることとしており、改定額の上限は現行価格のおおむね1.5倍としている場合などがある。

以上のことから、厚生施設においても、公共料金としての安定性や市民生活に与える影響等を考慮し、激変緩和措置の上限を現行使用料の1.5倍とした。

ただし、施設の性質や利用実態等、他に考慮すべき事由がある場合はこの限りではない。

5. 近隣自治体等との比較について

厚生施設が提供しているサービスの使用料金体系と、近隣自治体等が提供している類似サービスの料金体系が大きく乖離する場合、安価な方に利用が集中するなど、市場原理が過剰にはたらいってしまう恐れがある。

このことから、施設使用料の見直しにあたり、近隣自治体等の類似施設の料金体系を踏まえ、関係市内外や官民で過度な料金格差が生じないように施設使用料を調整した。

【表：近隣自治体平均との施設使用料比較】

施設名	柳泉園組合（A）		近隣自治体平均（B）※1		A－B の差	備考
	使用区分 (単位:時間)	使用料 (単位:円)	使用区分 (単位:時間)	使用料 (単位:円)		
野球場	2	2,000	2	2,640	△640	休日料金で比較
テニスコート	2	800	2	1,000	△200	休日料金で比較
室内プール	2	400	2	410	△10	大人一般料金で比較
トレーニング室	2	200	2	300	△100	
多目的室（1・2）	1	300	1	260	40	
多目的室（3）	1	500	1	700	△200	
浴場施設※2	—	500	—	640	△140	大人一般料金で比較
和室	1	300	1	210	90	

※1 近隣自治体とは清瀬市、東久留米市、西東京市、東村山市及び小平市のことであり、各市における厚生施設の類似施設の使用料の平均を算出した。

※2 浴場施設においては、近隣自治体ではなく近隣余熱利用施設の平均を算出した。

Ⅲ 使用料見直しの検討結果について

1. 野球場（学童野球場及び野球場）

野球場については、サービスの区分を「民間では提供されにくい施設で、特定の市民に必要とされるサービス」に分類し、受益者負担割合を50%として算出した原価計算後の使用料が、現行の使用料と乖離がないことから、施設使用料を据え置きとする。

2. テニスコート

テニスコートについては、サービスの区分を「民間でも提供が可能な施設で、特定の市民に必要とされるサービス」に分類し、受益者負担割合を70%として算出した原価計算後の使用料が、現行の使用料と乖離が生じており、近隣自治体の平均使用料とも均衡を図る観点から、施設使用料を見直す。

3. 室内プール

室内プールについては、サービスの区分を「民間でも提供が可能な施設で、特定の市民に必要とされるサービス」に分類し、受益者負担割合を70%として算出した原価計算後の使用料が、現行の使用料と乖離がないことから、施設使用料を据え置きとする。

なお、貸切使用については原価計算後の使用料が現行の使用料よりも安価となったが、貸切使用は通常10名以上の団体を対象としており、これを個人使用料に換算す

ると10名×400円＝4,000円となり現行の貸切使用料の方が安価である点や、近隣自治体の貸切使用料よりも安価であることから、施設使用料を据え置きとする。

4. トレーニング室

トレーニング室については、サービスの区分を「民間でも提供が可能な施設で、特定の市民に必要とされるサービス」に分類し、受益者負担割合を70%として算出した原価計算後の使用料が、現行の使用料と乖離が生じているが、近隣自治体と比較して設備が充実していない点を考慮し、施設使用料を据え置きとする。

5. 会議室（多目的室及び和室）

多目的室及び和室については、サービスの区分を「民間では提供されにくい施設で、特定の市民に必要とされるサービス」に分類し、受益者負担割合を50%とした。

多目的室1、2及び和室は、受益者負担割合を50%として算出した原価計算後の使用料が、現行の使用料と乖離が生じており、原価計算後の使用料が近隣自治体の平均使用料を上回っているため、近隣自治体と均衡を図る観点から、施設使用料を据え置きとする。

多目的室3は、受益者負担割合を50%として算出した原価計算後の使用料が、現行の使用料と乖離が生じているが、原価計算後の使用料が近隣自治体の平均使用料を下回っているため、近隣自治体と均衡を図る観点から、施設使用料を見直す。

6. 浴場施設

浴場施設については、サービスの区分を「民間でも提供が可能な施設で、ほとんどの市民に必要とされるサービス又は人によって必需性が異なるサービス」に分類し、受益者負担割合を50%とした。

また、受益者負担割合を50%として算出した原価計算後の使用料が、現行の使用料と乖離が生じているが、委員会において、使用料の設定にあたり設置の経緯や利用実態を考慮する必要があると意見が出た。

設置の経緯としては、迷惑施設のイメージを払しょくするため設置された還元施設である点や、利用実態としては、高齢者が安全に入浴できる施設として利用され、日常生活の一部となっており、地域コミュニティの場になっていること等が考慮すべき点として挙げられた。

これらのことを踏まえると、厚生施設の浴場施設は、設置経緯や利用実態において公衆浴場の役割と類似していることから、浴場施設使用料は、東京都が設定している公衆浴場入浴料金統制額と同額に改定することとする。

なお、現在の公衆浴場入浴料金統制額において、子ども料金は現在の浴場施設の小人使用料と同額であることから、小人使用料の金額において変更はない。

また、野球場、テニスコート、トレーニング室及び室内プールを利用した場合の1時間券については、利用促進のため使用料を据え置きとする。

IV 減額・免除及びその他料金区分の取扱いについて

1. 減額・免除について

(1) 現状における減額・免除の取扱い

現在、厚生施設において取り扱っている減額・免除は以下の3種類である。

- ア 室内プール及び浴場施設における障害者・介護者の使用料の5割の減額
- イ 室内プールにおける夏期期間の小人使用料の5割の減額
- ウ その他管理者が認める場合の一部又は全額の免除

(2) 減額・免除の今後の方針

当組合の厚生施設は、関係市のスポーツ施設と設置目的が異なっていることから、関係市と同様の減額・免除規定を設けるのは当組合の厚生施設の設置目的にそぐわない。

また、減額・免除による減収分は、関係市民の税金によって賄われることから、適用については慎重を期さなければならない。

以上のことを踏まえ、減額・免除の規定については次のような結論となった。

ア 今後も引き続き適用する規定

- (ア) 室内プール及び浴場施設における障害者・介護者に対する5割の減額
- (イ) 室内プールにおける夏期期間の小人使用料の5割の減額
- (ウ) 室内プールの貸切りにおける65歳以上の高齢者又は障害者に対する5割の減額
- (エ) その他管理者が認める場合の一部又は全額の免除

減額後の端数処理について、現在は100円未満を切り捨てしているが、使用料の改正後は、「減額後の使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額」とする。この改正の理由は、施設を利用する人とししない人の負担の公平性を確保する必要があることから、切り捨てる金額を最小限とし、本来の減額後の使用料との乖離を抑えるためである。また、利用者の利便性の観点から、使用料は引き続き10円単位とする。なお、関係市においても、10円未満の端数は切り捨てることとしている。

イ 新たに整備が必要な規定

現在、条例上で全額免除の措置が取られていないことから、以下の規定を整備する。

- (ア) 関係市、組合及び組合の公の施設の指定管理者が主催する事業で利用するときは、使用料を免除することができる。

現行の規定では「関係市が主催して使用する場合は5割の額を減額できる」としているが、当組合の歳入の多くは関係市の負担金によって賄われている点や、施設の利用率の向上及び関係市との協力を図る目的として、全額免除に改正する。

なお、関係市の条例においても、市が主催する事業においては免除の対象としている。

ウ 削除する規定

- (ア) 関係市又は関係市の施設を管理運営している指定管理者が主催して使用するときは、使用料の5割の額を免除することができる。

イ (ア) において全額を免除としていることから、この規定は削除する。

2. 平日料金・休日料金の区分について

平日料金と休日料金の区分について、委員会では「テニスコート及び野球場における使用料を曜日により区分せず、一律にしても良いのではないか」という意見があったことから、曜日による料金区分の必要性について議論を行った。

近隣自治体の屋外施設における料金区分について調査したところ、テニスコートにおいて料金区分を設定している自治体はなかった。テニスコートの令和4年度利用実績は平日1日平均17.9回、休日1日平均17.2回と、概ね曜日に関係なく利用されている実態がある。

野球場については、条件つきで休日料金を設定している自治体があった。野球場の令和4年度利用実績においても、平日1日平均0.8回、休日1日平均3.3回と、休日に需要があるといえる。

このことから、委員会では、テニスコートの使用料においては曜日で料金区分を設ける必要はないことから区分を廃止し、野球場の使用料については利用率の確保の観点から、現行のとおり料金区分を設けることとした。

3. 関係市民等以外の利用者の取扱いについて

(1) 現状の取扱い及び経緯について

現在、貸切使用する野球場及びテニスコートの利用においては、公共施設予約システムにより、清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市恩多町一丁目内に住所を有する者、同区域内の事業所又は事務所に勤務する者並びに同区域内の学校に在学する者（以下「関係市民等」という。）が優先的に予約できるようになっている。しかし、施設使用料については関係市民等とその他で差を設けていない。

「関係市民等」について述べると、関係市である清瀬市、東久留米市及び西東京市は当組合に負担金を支払っている。

また、東村山市は、組合敷地が隣接しており、旧清掃工場を設置していた経緯から、組合周辺の自治会で構成する柳泉園組合周辺自治会協議会を設けている。この協議会により、当組合と周辺の自治会の発展を目指し、相互理解と協力を図るための連絡調整等を行い、清掃工場はもとより、厚生施設に関するご意見もいただきながら運営を実施している。

(2) 利用者の意見及び関係市の状況について

令和4年度利用者満足度調査の回答では、「柳泉園組合が提供するサービスの恩恵は関係市民等が優先して受けるべきであり、関係市民等を優遇すべき」という趣旨の意見が寄せられた。

また、関係市のスポーツ施設においても、市民（近隣市民含む）とその他自治体の住民で料金区分を設定していることが分かった。

(3) 使用料の区分等における委員会の結論

委員会では、以上のことを踏まえ、近隣の方が利用しやすい環境を整えるために、関係市等とその他で施設使用料を割増しにするなど差を設ける必要があると判断した。また、差を設けるにあたり、料金の割増しの対象とする自治体についても検討を行った。

施設使用料の差については、近隣の方の利便性を確保するためには一定程度の料金の差を設けることが有効であるとの判断から、使用料の差を2倍とすることとした。

また、使用料割増しの対象とする自治体については、負担金を支払っている関係市に、敷地が隣接している東村山市を加えた4市以外の自治体とすることとした。

これにより、割増しの対象とする者は、清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市（以下「関係市等」という。）内に住所を有する者、関係市等内の事業所又は事務所に勤務する者並びに関係市等内の学校に在学する者以外の者とする。

(4) 使用料の区分における対象施設について

施設使用料の差を設ける施設について委員会にて検討を行ったところ、予約の枠が限られている貸切利用施設に限り差を設ける必要があるとの判断に至ったことから、野球場、室内プール（貸切）、テニスコート及び会議室を対象とすることとした。

V 見直し後の施設使用料について

1. 見直し後の施設使用料について

施設使用料の見直しに当たり、施設運営に係る原価や、受益者負担割合、他団体の施設使用料との均衡等様々な視点から議論し、減額・免除や料金区分についても検討を行った。その結果は次の表のとおりである。

【表：見直し後の施設使用料（関係市民等（※1））】

施設区分	使用対象	使用区分	使用単位	現行使用料(円)	見直し後使用料(円)	備考
学童野球場	小学校児童	土日祝	1時間	800	800	据え置き
		平日		500	500	
野球場	小学校児童以上	土日祝		1,000	1,000	
		平日		800	800	
室内プール	大人	—	2時間	400	400	据え置き
	高齢者			200	200	
	小人			200	200	
	貸切(1コース)			2,500	2,500	
	大人		回数券	4,000	4,000	
	高齢者			2,000	2,000	
	小人			2,000	2,000	
	大人		1月	8,000	8,000	
	高齢者			4,000	4,000	
	小人			4,000	4,000	
テニスコート	小学校児童以上	土日祝	1時間	400	500 (※2)	使用料見直し 料金区分廃止
		平日		250		
トレーニング室	大人	—	2時間	200	200	据え置き
			回数券	2,000	2,000	
会議室	多目的室1	—	1時間	300	300	据え置き
	多目的室2			300	300	
	多目的室3			500	600	使用料見直し
	和室			300	300	据え置き
浴場施設 (※3)	大人	—	1回	500	520	使用料見直し
			回数券	5,000	5,200	
			1月	10,000	10,400	
			1時間	200	200	
	小人		1回	200	200	据え置き
			回数券	2,000	2,000	
			1月	5,000	5,000	
			1時間	100	100	

※1 関係市民等とは、清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市内に住所を有する者、関係市等内の事業所又は事務所に勤務する者並びに関係市等内の学校に在学する者をいう。

※2 近隣自治体の平均使用料との均衡を図る観点や、曜日による料金区分を廃止したことにより、激変緩和措置の上限率である現行使用料の1.5倍を超えている。

※3 東京都が設定している公衆浴場入浴料金統制額と同額に改定する。

【表：見直し後の減額・免除規定】

	内容
ア	室内プール及び浴場施設における障害者・介護者に対する5割の減額
イ	室内プールにおける夏期期間の小人使用料の5割の減額
ウ	室内プールの貸切りにおける65歳以上の高齢者又は障害者に対する5割の減額
エ	関係市、組合及び組合の公の施設の指定管理者が主催する事業における使用料の免除
オ	その他管理者が認める場合の一部又は全額の免除

※ 減額後の使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

【表：見直し後の使用料金等の区分】

項目	決定事項
平日料金・休日料金の区分	野球場：区分あり、テニスコート：区分なし
近隣市民等とその他の料金の差	2倍
使用料割増し対象自治体	清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市以外
使用料割増し対象施設	野球場、室内プール（貸切）、テニスコート及び会議室

2. 施設使用料の見直しの周期について

浴場施設使用料については、東京都が設定している公衆浴場入浴料金統制額と同額とすることから、東京都公衆浴場入浴料金統制額の改定に合わせて使用料の見直しを行うこととする。

その他の施設使用料については、原価との乖離が著しいなどの特別な場合を除き、施設の管理運営に伴う指定管理者委託期間を考慮して、原則3年間を目途に見直し作業を行うこととする。

VI パブリックコメントのご意見及び検討結果

1. パブリックコメントのご意見及び検討結果

柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会（素案）に対するパブリックコメント手続による意見募集を、令和6年1月29日（月）から2月13日（火）まで実施し、2件のご意見をいただいた。

いただいたご意見については検討委員会の中で議論を行い、下記のように検討結果を付して公表した。

意見概要	委員会の検討結果
<p>浴場施設において、通常料金を支払って1時間以下で利用している方も多ことから、1時間券（200円）で利用する人と、通常料金で短時間利用する人との間には不公平感がある。浴場施設使用料は見直しされたが、据え置きとされている1時間券についても、300円程度に値上げすべきである。</p>	<p>厚生施設には、平成14年まで屋外に更衣室とシャワーが設置されていましたが、現在は撤去されており、その代わりに浴場施設が利用できる1時間券が設定された経緯があります。</p> <p>また、浴場施設1時間券は、野球場、テニスコート、室内プール又はトレーニング室を当日利用した方のみが利用できるため、これらの施設の利用促進を図る役割もあります。</p> <p>以上、スポーツ施設利用後のシャワー代わりである点及び施設の利用促進に寄与している点を鑑み、浴場施設1時間券は原案のまま、200円で据え置きとします。</p>
<p>サウナ、大広間、シャンプー、ドライヤー等の各種設備が完備されている柳泉園組合の浴場施設使用料は、東京都公衆浴場入浴料金統制額より高くすべきではないか。銭湯とは一定額の差を設けた方が良い。</p>	<p>当組合の浴場施設は、迷惑施設のイメージを払しょくするために、周辺住民の要望に基づき還元施設として設置された特殊な経緯があります。</p> <p>施設の利用実態として、高齢者が安全に入浴でき、入浴を通じた地域コミュニティの場としての役割が確立していることを鑑みると、当組合の浴場施設は銭湯の役割と類似しているといえます。</p> <p>以上のことから、浴場施設使用料は原案のまま、東京都公衆浴場入浴料金統制額と同額に見直すこととします。</p>
<p>「関係市民等」の取扱いについて、関係市ではなく負担金を納めていない東村山市全域を対象とするのは広範囲過ぎる。</p>	<p>当組合の敷地は東村山市と隣接しており、現在の緑地公園（東村山市）の敷地には、旧清掃工場を設置していました。また、組合周辺の自治会で構成する柳泉園組合周辺自治会協議会を設け、周辺の自治会の発展を目指し、相互理解と協力を図るための連絡調整等を行い、清掃工場はもとより、厚生施設に関するご意見もいただきながら運営を実施しています。</p> <p>委員会ではこれらの経緯を踏まえ東村山市を「関係市民等」と位置付ける判断をしたことから、「関係市民等」の範囲は原案のままとします。</p>

※意見概要では、提出意見のうち類似内容等を抜き出し、3項目としている。

VII 委員の個別意見

1. 委員の個別意見

適正な使用料について検討するにあたり、総論的な見地から検討内容をまとめたが、委員からは次のような個別意見があった。

- テニスコートに関して、ボールがフェンスを越えて道路に出てしまうことがあると耳にしている。フェンスをもう少し高くするなど、ボールが外に出ないように改修を検討していただきたい。
- 株式会社オーエンスが指定管理者となり2年ほど経過したが、接客対応や自主事業など、とても良くなっていると感じる。同社においては様々な自治体の指定管理者を請け負っていることからノウハウもあるため、ぜひ今後も多様な自主事業を展開していただきたい。
- 人件費や物件費等は施設の運営にどうしても必要な費用であることから、一定の収入を確保するためには利用者を増加させることが有効であり、なおかつ使用料の値上げを抑えることもできるのではないかと思う。大会や講習会等を主催することで、多くの方に野球場等の施設を知っていただくことが、利用者の増加に繋がると考える。

おわりに

本検討委員会では、約10か月の間、柳泉園組合厚生施設使用料の適正化について検討を行ってきましたが、委員一人ひとりが「利用者の立場」の視点と「委員としての客観的立場」の視点から、どうあるべきかを真剣に考え議論を交わしてきました。

また、本検討委員会における報告書の素案についてパブリックコメント手続を実施することで、施設の利用者や関係市の住民等の方々に広くご意見を募り、いただいたご意見については、委員会の中で慎重に検討を行いました。

これまでに記した報告書の内容は、上記のように、検討委員が真摯に課題と向き合い、議論や検討を行った結果をまとめたものとなります。

社会経済状況が目まぐるしく変化する中で、求められる行政サービスは多種多様化に加え高度化する傾向にあり、行政はこうしたニーズに応じていくために、努力を怠ることなく最善を尽くさなければなりません。このことから、今後もコストの把握や負担の公平性の確保といった観点から、より実態に合った施設使用料について議論を重ね、定期的に検証をすすめていくことが必要であることを申し添えます。

柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	米持 讓	組合職員
副委員長	山中 孝一	学識経験者
委員	永沼 治子	施設利用団体関係者
委員	松田 緑	周辺住民
委員	小野 浩之	周辺住民
委員	横山 雄一	組合職員
委員	近藤 修一	組合職員
委員	瀬戸口春樹	組合職員

柳泉園組合訓令第 8 号

庁 中 一 般

柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 1 日

柳泉園組合管理者 富田 竜馬

柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 柳泉園組合が定めている厚生施設使用料の適正化について調査及び検討し、利用者負担の公平性を確保するため、柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を柳泉園組合管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

- (1) 厚生施設使用料に関する事項に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 9 名以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、管理者が委嘱又は選任する。

- (1) 学識経験者 1 名以内
- (2) 周辺住民 2 名以内
- (3) 施設利用団体関係者 2 名以内
- (4) 柳泉園組合職員 4 名以内

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、委嘱又は選任された日から、管理者に検討結果を報告する日までとする。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求めて意見等を聴

取することができる。

(謝金)

第8条 委員会の委員のうち、第4条第4号に掲げる者を除き、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、施設管理課管理係において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 この訓令は、第2条の規定による管理者への報告の日の翌日をもって、その効力を失う。

柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会開催経過

開催日	回数	主な検討内容
令和5年6月28日	第1回	委嘱状・任命書交付 管理者より調査検討報告依頼 委員長及び副委員長の選出 傍聴及び会議録の取扱い 使用料適正化検討委員会設置趣旨説明について 柳泉園組合厚生施設指定管理の運営状況について 過去の使用料改正経緯について
令和5年8月31日	第2回	施設使用料の算出方法について
令和5年9月28日	第3回	施設使用料の算出方法について
令和5年12月7日	第4回	減額・免除その他事項の検討について
令和6年1月15日	第5回	検討委員会報告書（素案）について パブリックコメントの実施について
令和6年2月29日	第6回	パブリックコメントの意見募集結果について 検討委員会報告書（案）について 報告書の最終決定
令和6年3月29日	報告	管理者への報告